

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 陶山 清孝

市町村名 (市町村コード)	南部町 (31389)
地域名 (地域内農業集落名)	天津地区 (境、柏尾、清水川、下阿賀、上阿賀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月18日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

複数の担い手が営農を行う地域で、区画の大きい基盤整備田は概ね耕作者が確保されているが、山側及び河川沿いの農地は圃場条件が悪く、耕作者の確保が困難となっている。

小規模の兼業農家は後継者がいない場合が多いため、農地を速やかに担い手へ引き継ぐための体制づくりの検討が必要。

不在地主、相続人不明の農地が発生し、農地の維持管理に支障をきたす場合がある。

近年の高温障害、資材費の高騰、令和5年度のイネカメムシ被害等により、水稻の収益が安定しない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、大豆、そば等の団地化を進める。

担い手への農地集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るため、必要な耕作条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地利用を行う体制の構築を図る。

地区内で基盤整備事業の実施を予定しており、耕作条件の改善に向けて協議を進める。

農薬散布をドローンで行う等、スマート農業機器の導入による農作業の省力化・効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	128 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	128 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

日本型直接支払交付金の交付対象農地及び担い手が集積を行う農地を農場上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地域内の担い手を中心に集積・集約化を推進する。耕作者間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集積にあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向、耕作者の営農状況を把握し、貸付を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地区内の水路改修について基盤整備事業実施に取り組んでいる。 耕作条件改善事業の導入を検討し、耕作条件の改善を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の若年層や移住希望者、兼業希望者等、多様な担い手の確保・育成に取り組む。県、JA、担い手育成機構等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水田作について小規模農家で実施が困難な作業は、地域の担い手が受託を行っている。 農薬散布等、作業効率化が見込めるものについても、地域の担い手が受託を行っている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置について、県・町の事業を活用した被害防止を促す。また、ヌートリアの捕獲講習の開催等により、新たな捕獲人材を確保する。
- ②多面的機能支払交付金、環境保全型農業等の推進により、減農薬・減肥料などの取組を段階的に進める。
- ③スマート農機の導入により、農業者の作業負担軽減と生産の効率化を図る。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用し、農地の保全・管理を図る。
- ⑧地区内の水路の整備・修繕を行い、耕作環境を維持し、担い手へ農用地を引き継ぐよう図る。
- ⑨WCS、堆肥の施用等による耕畜連携を推進する。